

平成25年度に指定管理者の候補者選定を予定している
施設について示された公募及び非公募の考え方に対する意見書

平成25年6月

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

1 経緯

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、鈴鹿市からの諮問を受け、委員会としての意見を集約しましたので、ここに報告します。

2 委員会としての意見

（1）非公募施設について

次の施設については、前回指定管理者の選定に際して、事業者を非公募により選定した施設であり、今回についても引き続き現指定管理者に施設の管理及び運営を委ねようとするものである。施設の概要調書、ヒアリング等により鈴鹿市から示された別紙非公募の考え方は、公の施設の指定管理者制度運用指針における非公募とする場合に照らして、概ね妥当であり、非公募によって選定される事業者の事業計画等も妥当なものと考えられる。

- ・ 鈴鹿市伝統産業会館
- ・ 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場
- ・ 鈴鹿市千代崎駐車場
- ・ 鈴鹿市稲生民俗資料館
- ・ 伊勢型紙資料館
- ・ 庄野宿資料館
- ・ 鈴鹿市白子コミュニティセンター
- ・ 鈴鹿市神戸コミュニティセンター
- ・ 鈴鹿市合川コミュニティセンター
- ・ 鈴鹿市牧田コミュニティセンター

次の施設については、前回指定管理者候補者の選定時とは、募集施設の構成及び募集方法が異なるため、委員会としても慎重な審議を行うこととし、一体的な管理に変更することの是非や非公募に変更することの妥当性及び事業者の妥当性について、2回に分けて検討した。

一体的な管理に変更した点については、鈴鹿市からの説明を受け、市民サービスの向上及び費用対効果の面でスケールメリットが働くことが分かった。

非公募に変えた理由としては、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年鈴鹿市条例第19号)第2条第1項に規定する「特別の事情があると認める場合」に該当するかどうかについて、特に慎重な審議を行った。鈴鹿市からは、事業者が地域の人材で構成されている団体であるこ

と、スポーツその他の専門的な知識を有する者が団体に多数属しているため専門知識を有する者を管理運営に配置することができることなど、人材面での効果効率が大きく期待できるとの説明があり、これを受けて、委員会としては、公の施設の指定管理者制度運用指針に規定する「地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる場合」に該当しうると判断した。

事業者については、事業計画等も鈴鹿市が求める水準を満たすとともに、これまでも多くの施設において、指定管理者の一翼を担い、その管理についても市民から一定の評価を得ている。また、管理運営に伴う大幅な予算の拡大への対応についても税理士の活用を予定しているなど、妥当なものとする。

以上のことから、指定管理者候補者を非公募により選定するという鈴鹿市の考えを、委員会として了とした。

- ・江島総合スポーツ公園（運動施設・公園施設）、石垣池公園（運動施設・公園施設）、鈴鹿市鈴が谷運動広場、鈴鹿市立西部体育館、鈴鹿市農村環境改善センター、鈴鹿市立西部野球場、西部テニスコート、鼓ヶ浦サン・スポーツランド（運動施設・公園施設）

（２）非公募施設に対する付帯意見

- ・伝統産業会館及び伊勢型紙資料館

これら２施設については、これまでの歴史的経緯もあり、今すぐ一体的な管理運営を求めることは困難であると考えますが、将来的には、伊勢型紙産地協議会の活用などにより、産業分野、文化分野、観光分野等の分野を超えた連携を進め、相乗効果によって施設目的をより効果的に達成することを期待する。

- ・稲生民俗資料館

施設特性や施設の経緯を考えると、稲生民俗資料館運営委員会による管理が妥当であるが、個人に依存する管理が見られるため、継続性が危惧される。

将来的には、稲生地区地域づくり協議会の活用など、より継続性の高い管理体制の検討が望まれる。

- ・鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場及び鈴鹿市千代崎駐車場

これら２施設については、年間を通して管理が組織的に行われるよう留意されたい。

なお、これら２施設の申請団体について、次期指定管理期間中に影響が出てくるものではないが、将来的には、同団体の構成員の高齢化が進み、継続

性に課題が出てくることが懸念されるため、今後の管理体制のあり方を検討されたい。

(3) 公募施設について

鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項では、「市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」と定めていることから、次の施設についての事業者公募の考え方は、妥当であると考えます。

- ・鈴鹿市白子駅東有料自転車駐車場
- ・鈴鹿市労働福祉会館
- ・鈴鹿川河川防災センター、鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）

全体的な流れとして、指定管理者候補者の選定方法について、公募によらず、指定管理者を選定しようとする場合には、もう少し早い段階で、委員会に意見を求めるなど、時期について検討していただきたい。

平成25年6月28日

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会
会長 小林 慶太郎
職務代理者 増井 正人
委員 杉浦 礼子
委員 南条 七三子
委員 松原 俊夫

事業者非公募の考え方

・ 鈴鹿市伝統産業会館

当該施設は、伊勢形紙及び鈴鹿墨の振興を図るものであるが、展示物に関する来館者への説明等を、産業従事団体である伊勢形紙協同組合が行うことで、より充実したサービスを提供することが可能である。また、現在、毎週末の実演を開催しているが、産業従事者が常駐することにより、随時、開催が可能になり、また特定のテーマに基づいた中長期的な催し物の開催も可能となる。鈴鹿墨との関係においては、産業発展の由来から、伊勢形紙と鈴鹿墨は、密接した関係にあり、組合員に鈴鹿墨の知識も蓄積されているが、職人数の減少している鈴鹿製墨協同組合の活動を伊勢形紙協同組合がサポートすることにより、2つの伝統産業の連携した振興が図れることも可能となる。このようなことから、利用者へのサービス提供及び伝統産業の振興の面からも、伊勢形紙協同組合の他に、指定管理者に成りえないものであると判断した。

・ 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場

現在、鼓ヶ浦海水浴場開設に当たり、管理運営を地元組織である鼓ヶ浦観光協会に委託している。当該駐車場は海水浴場の開設と密接な関係があり、また、地域の活性化を図る観点からも、地域と連携し統一した管理運営を行う必要があるため。

・ 鈴鹿市千代崎駐車場

現在、千代崎海水浴場開設に当たり、管理運営を地元組織である千代崎観光協会に委託している。当該駐車場は海水浴場の開設と密接な関係があり、また、地域の活性化を図る観点からも、地域と連携し統一した管理運営を行う必要があるため。

・ 鈴鹿市稲生民俗資料館

農具や稲の品種改良に関わる資料を展示する稲生民俗資料館は、郷土色を色濃く残す民俗文化財を中心に紹介する資料館である。同資料館は、地元の郷土史会が中心に設立した郷土資料館を前身としており、地元の関わりや関心は極めて強い。展示資料についても地元から寄贈されたものが大部分を占めることから、展示物やそれにまつわる解説を行う上で、地元のメンバーで構成される稲生民俗資料館運営委員会を指定管理者と位置付けることが適切と考える。

・ 伊勢型紙資料館

伊勢型紙資料館は、重要無形文化財「伊勢型紙」に関する関係資料の展示や実

演を通し、工芸技術の魅力を紹介する施設である。伊勢型紙技術保存会は16名の高度な染型紙の彫刻技術を有する会員で構成される国の認定を受けた団体である。重要無形文化財「伊勢型紙」の歴史を紹介する当資料館の展示物である染め型紙、見本染め、反物、寄せ小紋の着物等に関する制作工程や絵柄について、より正確な解説をし得るのは、同保存会である。同保存会は専門的な知識と経験を有することから、利用者に対するサービス提供及び伝統工芸技術の保存や伝承への理解を深めるといった施設の設置目的を達成する上においても、指定管理者として適切であると考えられる。

・ 庄野宿資料館

東海道の四十五番目である庄野宿の本陣・脇本陣に関する資料を展示する庄野宿資料館は、市指定の有形文化財（建造物）に指定される建物で、近世文化財の歴史的価値を紹介する資料館である。同資料館に対する地元の愛着や関心は極めて高く、庄野宿資料館運営委員会においては庭園の清掃や樹木の管理を自主活動として取り組んでいる。また、展示物やそれにまつわる解説も的確であり、このようなことから同運営委員会を指定管理者と位置付けることが適切であると考えられる。

・ 鈴鹿市白子コミュニティセンター

当施設は、地域密着型の施設であり、地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効率的、効果的に達成することができるため、引き続き当委員会を指定管理者といたしたい。

・ 鈴鹿市神戸コミュニティセンター

当施設は、地域密着型の施設であり、地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効率的、効果的に達成することができるため、引き続き当委員会を指定管理者といたしたい。

・ 鈴鹿市合川コミュニティセンター

当施設は、地域密着型の施設であり、地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効率的、効果的に達成することができるため、引き続き当委員会を指定管理者といたしたい。

・ 鈴鹿市牧田コミュニティセンター

当施設は、地域密着型の施設であり、地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効率的、効果的に達成することができるため、引き続き当委員会を指定管理者といたしたい。

・ 江島総合スポーツ公園（運動施設）、石垣池公園（運動施設）、鈴鹿市立西部体育

館，鈴鹿市立西部野球場，西部テニスコート，鼓ヶ浦サン・スポーツランド（運動施設）

市のスポーツ振興を推進する上で，スポーツ振興事業に大きな役割を担う特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会は，市の施策である鈴鹿市スポーツ振興計画の理念・方針に合致する唯一の団体であり，当団体がスポーツ施設の管理・運営を行うことは，施設の公益性・公共性を高めるうえで，非常に効果的である。

また，平成33年度に国民体育大会が開催されることから，各大会の運営において中心的な役割を果たす当団体が施設を管理・運営することで，スムーズな大会の運営が可能となる。

・ 江島総合スポーツ公園（公園施設），石垣池公園（公園施設），鼓ヶ浦サン・スポーツランド（公園施設）

都市公園内にある体育施設と公園施設には，境界がなく一体の施設であり，より一層，市民の方々に公園を利用いただくには，一体的に管理運営されることが望ましい。このため体育施設の管理者であるスポーツ課と歩調を合わせ公園施設の管理運営を依頼したい。

・ 鈴鹿市鈴が谷運動広場

近年の施設利用状況を見ると，照明が利用できる理由等により，少年を対象としたサッカーの利用が多くなってきており，スポーツ振興に関する施設としての役割が増してきている状況にあり，平成26年4月から通年で夜間利用ができる事から，スポーツ振興事業に大きな役割を担う，特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会が公益性・公共性の観点から有効と考えられる。

・ 鈴鹿市農村環境改善センター

農村環境改善センターは，西部野球場及び西部テニスコートと3施設が併設しており，3施設の管理運営を現在一体でしています。3施設を一体で管理運営することは，経費の面や市民の利便性の面など考えて，非常に有利であります。また，従来から一体で管理運営をしてきた経過もあり，今後も一体で運営することが効果的と考えています。

よって，市内のスポーツ施設を指定管理者に委託することから，今後も同じ指定管理者へ依頼することが，農村環境改善センターの管理運営に効率がよいと思われれます。現在，鈴鹿市体育協会は管理運営を委託している一つの団体であり，問題もありません。また，スポーツ課の意向を踏まえ，同じく鈴鹿市体育協会を主体とする団体に非公募の募集团体といたしたい。